

令和4年9月29日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

	ページ
1 子ども関連施設感謝・応援事業（県産品贈呈）について.....	1
2 「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定素案について.....	2
3 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について.....	4
4 通園バスにおける園児置き去り事件を受けた県等の対応について.....	6
5 大和綾瀬地域児童相談所について.....	8
6 児童虐待による死亡事例等調査検証等について.....	11
7 「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について.....	13
8 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について.....	15
9 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査結果等について.....	19
10 県立障害者支援施設の方向性の検討等について.....	23

## 1 子ども関連施設感謝・応援事業（県産品贈呈）について

県では、令和2年度に「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」を設置し、新型コロナウイルス感染症対策のため、医療・福祉・介護の現場で働く方や、そうした方を支えるボランティア団体等を支援する事業を実施している。

このたび、令和4年度6月補正予算に計上した「子ども関連施設感謝・応援事業」について、進捗状況等を報告する。

### (1) 事業概要

感染拡大時においても開所するなどの社会的要請を受けた保育所等の子ども関連施設に対し、感謝・応援の気持ちを伝えるため、県産品のカタログギフトを作成し、その中から希望の商品を選択していただく。

#### ア 贈呈する県産品

県内産の花き、果物、菓子

#### イ 対象施設

施設区分	施設数
認可保育所	1,890
認定こども園	159
地域型保育事業所	561
認可外保育施設	944
放課後児童クラブ	1,402
私学助成園	576
児童相談所・児童養護施設	113
計	5,645

### (2) 契約

公募型プロポーザル方式により提案を募集したところ、1者から応募があり、次のとおり委託事業者を選定・契約した。

- ・ 委託事業者 株式会社高島屋 横浜店
  - ・ 契約年月日 令和4年8月31日
  - ・ 契約金額 125,142,600円
- 〔うち、贈呈品経費 87,341,100円（寄附金）〕  
〔うち、事務的経費 37,801,500円（一般財源）〕

### (3) 今後のスケジュール

令和4年11月中旬 カタログ発送、希望受付開始  
12月中旬 贈呈品発送開始  
12月末 希望受付期限  
令和5年2月末 贈呈品発送完了

## 2 「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定素案について

平成30年3月に策定した「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」について、計画期間を5年（平成30年度～令和4年度）としているため、本県における男女共同参画の現況を踏まえ、改定を行うこととし、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### (1) 改定のポイント

#### ア 女性のキャリア形成支援

あらゆる分野における女性の活躍を支援するため、自身のキャリアプランを考える機会を提供してキャリア形成を支援し、女性自らが望む形で就業を継続して、キャリアアップすることのできる環境づくりを推進する。

デジタル関連を含めた理工系分野選択の促進など、女性の進出が少ない分野への女性の参画を促進する。

#### イ 「新たな日常」に向けた意識改革・行動変革の推進

コロナ禍においては、学校の休校や、福祉サービスの一時的な休業などにより、女性への子育てや介護等の負担増加が懸念されるなど、平時において男女共同参画が進んでいなかったことが指摘される一方、テレワークなどの柔軟で多様な働き方が広がる契機ともなったことを踏まえ、企業等の経営層向けに、職場における意識改革・行動変革を促すセミナーを実施して男性の家庭・地域活動への参画に向けた環境整備を図るなど、固定的な性別役割分担意識等の解消や働き方改革等を推進する。

#### ウ 困難を抱えた女性等に対する支援

配偶者等からの暴力の未然防止、被害者への支援等に引き続き取り組むとともに、売春防止法に代わり新たに制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関する国の動向を注視しながら、同法に基づき、様々な生活上の困難を抱える女性等に対する支援について検討を始める。

#### エ 防災・復興における男女共同参画の推進

性別による災害から受ける影響やニーズの違いに配慮し、災害時の困難を最小限とするため、防災・復興分野における女性の参画促進や、職員向け研修など、男女共同参画の視点を踏まえた取組を推進する。

#### オ ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進

全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込む

ジェンダー主流化と、男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するためのジェンダー統計を推進する。

(2) **改定素案**

参考資料1 「かながわ男女共同参画推進プラン」改定素案のとおり

(3) **今後のスケジュール**

令和4年10月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告

令和5年1月 神奈川県男女共同参画審議会から答申

2月 第1回県議会定例会にプランの改定についての議案を提出

3月 プランの改定

### 3 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の制定に向けて、第2回県議会定例会厚生常任委員会に「条例素案」を報告し、今定例会に「条例案」を提案したことから、この間の対応について報告する。

#### (1) 条例案の策定について

##### ア 条例素案に対する議会及び関係団体からの主な意見

- (ア) 当事者目線の障がい福祉の考えを県民に深く理解していただくことが大事。県として、理解促進にしっかり取り組んでほしい。
- (イ) 基本的な計画についてはしっかりとPDCAサイクルを行い、実効性を担保すべき。
- (ウ) 差別及び虐待その他の個人としての尊厳を害する行為については「してはならない」といった記載にすべき。
- (エ) 障がい者のケアをする家族など、関わる人に対するケアが必要。障がい者を取り巻く周囲が、優しい気持ちで接しなければならない。
- (オ) 人材確保に関しては踏み込んだ規定にするべき。支援する人の確保や資質向上だけでなく、職場環境や処遇改善、心身のケアなども重要。

##### イ 条例素案からの主な変更点

- (ア) 「第4条 県の責務」に、当事者目線の障がい福祉に関する普及啓発及び意見の聴取を位置付けた。
- (イ) 「第8条 基本計画の策定」に、基本計画の実施状況の公表に関する記載を追加した。
- (ウ) 「第12条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止」に、「差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない」と規定した。
- (エ) 新たに、「第17条 障害者の家族等に対する支援」を追加した。
- (オ) 「第26条 人材の確保、育成等」に、処遇の改善など、従事者の職場への定着の促進に関する記載を追加するとともに、障がい者の福祉に係る活動及び事業等に対する県民等の関心を深めるための措置を追加した。

#### (2) 条例の「わかりやすい版」の作成について

##### ア 経緯

条例案の検討の過程で、障がい当事者から「条例の条文自体が難し

くてわからない」「要約されたものではなく、条文を一からしっかりと読みたい」といったご意見が寄せられたことから、障がい者に限らず、誰もがわかりやすく読むことができる、条例の「わかりやすい版」を、障がい当事者主体で作成する。

## イ 取組概要

- ・ 障がい当事者がメンバーとなるワーキンググループにより、障がい当事者主体で検討を行う。
- ・ 概要版ではなく、条例全部をわかりやすい言葉に言い換えたものを作成する。
- ・ 条例の公布と合わせて発信する予定である。
- ・ 発信後も、障がい当事者や関係団体の意見を踏まえながら内容をブラッシュアップしていく。

(参考：ワーキンググループの構成について)

- ・ 障がい当事者 6 名  
(知的障がい：3名、身体障がい：2名、精神障がい：1名)
- ・ オブザーバー 2 名 (有識者)

## ウ ワーキンググループでの検討内容

- ・ 条例を一条ずつ、わかりやすい言葉に置き換える。
- ・ イラストを盛り込む等、親しみやすく読むことができる工夫を行う。

#### 4 通園バスにおける園児置き去り事件を受けた県等の対応について

9月5日に静岡県牧之原市で発生した通園バスにおける園児置き去り事件を受けての県等の対応について報告する。

##### (1) 対応状況

###### ア 国の対応

- 対象団体 都道府県、市町村及び国立大学法人
  - ・ 9月6日 事務連絡「バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）」を发出
  - ・ 9月9日 事務連絡「バス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査の実施について」を发出

###### イ 県（福祉子どもみらい局）の対応

- 対象施設 幼稚園、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設等
  - ・ 9月7～8日 国の事務連絡を受けて、安全管理の徹底について通知等を发出
  - ・ 9月7～12日 通園バスについての県独自の状況調査を依頼
  - ・ 9月12～13日 国の事務連絡を受けて、安全管理に関する緊急点検及び実地調査の実施について依頼

##### 【調査結果の概要】（9月21日現在）

（単位：園）

	対象 施設数	回答 施設数	バスの運行 あり	マニュアル 策定あり
幼稚園等 ※1	576	331	271	210
認可保育所	1,890	(33市町村)	19	17
認定こども園 ※2	159	(33市町村)	68	59
認可外保育施設	944	573	55	43
計	3,569	—	413	329

※1 「幼稚園等」…幼稚園型認定こども園、特別支援学校幼稚部を含む

※2 「認定こども園」…幼稚園型認定こども園を除く

##### (2) 今後の対応

調査結果を踏まえ、国及び関係市町村と連携し、実地調査を実施する。



(参考：事件の概要)

9月5日(月)、静岡県牧之原市の「学校法人榛原学園 川崎幼稚園」(幼保連携型認定こども園)において、通園バスで登園した園児1名がバス内に約5時間取り残され、その後病院で、熱射病による死亡が確認された。

<園の当日の対応>

- ・ 18人乗りの通園バスを、園長が運転し(普段の運転手ではなかった)、乗務員が1名同乗。
- ・ 本児を含め6名の園児が、園に到着後、乗務員の引率で入園したが、その際、園児全員が降りたのか確認を怠った。
- ・ クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない本児の所在確認を怠った。

## 5 大和綾瀬地域児童相談所について

令和3年4月に中央児童相談所（所在地：藤沢市）と同一建物内に設置した大和綾瀬地域児童相談所について、所管区域内の綾瀬市の市有地「旧綾瀬市保健医療センター」への移転を検討しているため報告する。

### (1) 大和綾瀬地域児童相談所の設置について

児童虐待相談件数は年々増加し、事案の困難化・複雑化する中、児童福祉法の改正等に伴い、児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を増員してきた。

職員の増加により組織が大規模化していた中央児童相談所と厚木児童相談所において、迅速かつ的確に対応できる運営体制の確保が重要な課題であり、早期に適正規模化を図る必要があった。

そこで、令和3年4月に組織を分割して、県内の児童相談所を5所体制から6所体制とし、緊急避難的に中央児童相談所と同一建物内に大和綾瀬地域児童相談所を設置した。

### (2) 移転の考え方

虐待対応の中には、いのちの危険が高い虐待事案に対し、速やかに子どもの安全を確認し、一時保護を行うなど、虐待対応の機動性向上が求められるものも多く、また、警察や保育所、学校など関係機関との緊密な連携も必要なことから、早期に所管区域内に移転する必要がある。

### (3) 移転先検討の経緯

- ・ 県では、移転先について、所管の大和市や綾瀬市にも協力を呼びかけ、両市長とも議論を重ねながら適地を探してきたところ、綾瀬市から、市有地である「旧綾瀬市保健医療センター」活用の提案があった。
- ・ 同センターについては、児童相談所機能を備えた施設として整備できること、早期移転が可能となること、コスト面のメリットなど様々な観点から、総合的に検討した結果、適地と判断した。

#### (4) 旧綾瀬市保健医療センターの概要

名称	旧綾瀬市保健医療センター
所在地	綾瀬市深谷中4丁目2番1号
用途地域	第一種住居地域・準防火地域
敷地面積	約 2,020 m <sup>2</sup>
延床面積	約 1,389 m <sup>2</sup>
建物構造・階数	鉄筋コンクリート造・2階建て
建築年	昭和 59 年 12 月 (築 37 年)
駐車場	約 14 台

#### (5) 移転に向けての整備方針

- ・ 所管区域内への早期移転を図る観点から、移転地の現在の敷地利用及び建物構造を基本として整備を進める。
- ・ 児童相談所としての機能を発揮できるよう、家族面接室や心理療法室等の改修を行う。

#### (6) 今後のスケジュール

令和4年度～令和5年度半ば頃	実施設計
令和5年度末頃～令和6年度後半	工事
令和6年度末頃	竣工
令和7年度当初	供用開始予定

#### (参考)

##### 現大和綾瀬地域児童相談所の概要

- ア 所在地:藤沢市亀井野3119(中央児童相談所と同一建物内)
- イ 所管区域:大和市、綾瀬市
- ウ 所管人口:324,887人 児童人口:49,171人 (R3.6.1現在)
- エ 施設概要:事務室、面接室(10室)、心理室(9室)等  
※面接室及び心理室は中央児童相談所と共用
- オ 延床面積:1,432.68 m<sup>2</sup>
- カ 職員数 :78人

## 児童虐待相談受付件数及び児童福祉司数等の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談受付件数	4,190件	5,348件	6,704件	6,231件	6,742件	—
児童福祉司数	86人	98人	125人	139人	168人	188人
児童心理司数	33人	33人	33人	42人	55人	61人

(県所管児童相談所6所の合計)

## 児童相談所の状況（6所体制）

	中央	厚木	大和綾瀬	平塚	鎌倉三浦	小田原
所 在	藤沢市	厚木市	藤沢市	平塚市	横須賀市	小田原市
	総合療育 相談センターと同一 建物内	単独庁舎	中央児相 と同一建 物内	単独庁舎	横須賀オフ サイトセン ター内	小田原合 同庁舎内
所管人口 (R4.4.1現在)	73万人	54万人	32万人	58万人	30万人	33万人
虐待相談 受付件数 (R3年度)	1,648件	1,669件	922件	1,184件	521件	798件
職員数 (非常勤含) (R4.4.1現在)	91人	116人	78人	99人	35人	51人
所管区域	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	厚木市 海老名市 座間市 愛川町 清川村	大和市 綾瀬市	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町

## 6 児童虐待による死亡事例等調査検証等について

大和市で発生した児童虐待死亡事件及び厚木市で発生した車内放置による児童死亡事件の検証等の対応状況について報告する。

### (1) 大和市で発生した児童虐待死亡事件の検証等について

#### ア 検証の期間について

再発防止の観点から、第三子の検証について、令和4年4月28日に外部識者による検証委員会を設置し、10月までを目途に検証を行うこととしていたが、第四子も含めた検証を行う必要が生じたため、令和5年1月まで期間を延長する予定である。

#### イ 開催状況

##### (ア) 第1回

- ・日時 令和4年4月28日（木）15:00～17:00
- ・議事 a 事例概要の把握 等

##### (イ) 第2回

- ・日時 令和4年6月7日（火）15:00～17:00
- ・議事 a 児童相談所及び大和市の関わりの経過について  
b 追加調査の内容、方法等について 等

##### (ウ) 第3回

- ・日時 令和4年7月21日（木）14:00～17:00
- ・議事 a 児童相談所及び大和市の関わりの経過について  
b 関係者のヒアリング調査実施 等

##### (エ) 第4回

- ・日時 令和4年8月18日（木）15:00～17:00
- ・議事 a 児童相談所及び大和市の関わりの経過について  
b 検証の論点出し 等

#### ウ 今後のスケジュール

令和4年10月	第5回検証委員会
11月	第6回検証委員会
12月	第7回検証委員会
令和5年1月	第8回検証委員会
2月	検証報告

令和5年2月以降、保護者の裁判で、新たに把握する情報等が出てきた場合には、その後に必要な追加検証を行う可能性がある。

## (2) 厚木市で発生した児童虐待死亡事件の検証等について

### ア 事件を踏まえた対応

#### (ア) 臨時児童相談所長会議の開催

- ・日時 令和4年8月4日(木) 16:40～17:40
- ・内容 本事案の共有、各所の支援ケースの再点検を要請

#### (イ) 各児童相談所と市町村に対し、児童虐待である車内放置の危険性の注意喚起の徹底を周知する。

#### (ウ) 県警察とも連携を図り、ホームページ、ツイッター、県のたより等の広報媒体を活用し、車内放置の危険性と注意喚起の徹底を周知する。

### イ 検証委員会の設置

再発防止の観点から、外部の有識者による検証委員会を設置し、県警察等の動向を注視しながら事案の検証を行う。

現在、母子保健及び児童福祉の学識者、弁護士、医師による検証委員を選出し、10月設置を目途に調整している。

### ウ 今後の対応

車内放置ゼロに向け、かなチャンTVをはじめ、県のあらゆる広報媒体を活用して、知事メッセージを発信する。

また、11月の児童虐待防止月間においても、繰り返し、知事メッセージを発信する。

(参考)

#### 大和市で発生した児童虐待死亡事件の概要

令和元年8月に当時7歳だった第三子を窒息死させたとして、令和4年2月に、殺人容疑で実母が逮捕され、7月29日に起訴された事件に関して、当時死因不詳とされていた第四子についても、窒息死の疑いがあることが判明し、令和4年7月31日に再逮捕された。

このきょうだいについては、当時、県中央児童相談所（現在：大和綾瀬地域児童相談所）が、一時保護を行うなど関与していた。

#### 厚木市で発生した児童虐待死亡事件の概要

令和4年7月29日に、実母が車内に子ども二人を放置し、死亡させたとして、8月2日に、実母が第二子に対する保護責任者遺棄容疑で逮捕され、8月22日に起訴された。

このきょうだいについては、令和4年7月14日に厚木児童相談所がネグレクトとして、県中央児童相談所からケース移管を受理していた。

## 7 「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について

平成17年に策定、平成28年3月に改定した「かながわ青少年育成・支援指針」について、最終改定以降、子ども・若者を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、子ども・若者への総合的な支援施策の推進を目的として、令和4年度中の改定を目指し、今般、指針の改定素案を作成したので報告する。

### (1) 改定のポイント

#### ア 指針名称の変更

指針名称を「かながわ子ども・若者支援指針」に変更する。

指針の対象を明確にするため、「青少年」に代わり、乳幼児期からポスト青年期（40歳未満）までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いることとするとともに、子ども・若者が自らをはぐくむことへの支援に重点を置く点などを明確にするため、「育成・支援」から、「支援」のみを用いた名称に変更する。

#### イ 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実、ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援

子ども・若者を取り巻く社会環境の変化や孤独・孤立の問題が顕在化するなど、深刻さを増している状況の中、子ども・若者が自ら考え自らを守る力をはぐくむことを支援する視点や、身近に相談できる環境整備の充実・強化を図るなど、着実に相談・支援に繋げるための取組を新たな視点として取り入れる。

#### ウ 障がい等のある子ども・若者の支援

障がいや、発達に遅れのある子ども・若者について、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に基づき、誰もがその人らしく暮らすことができるよう、自立や社会参加に向けた取組を当事者の目線に立ってきめ細かく支援するため、施策の方向のひとつに位置付ける。

#### エ 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

ヤングケアラーやケアリーバーが抱える悩みや相談に応じるため、きめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、孤立せず、安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるため、新たに施策の展開に位置付け、支援の充実を促進する。

#### オ 長引くコロナ禍や成年年齢の引下げ等に伴う社会環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で変化した社会環境を踏ま

えた地域活動を支援し、また、成年年齢の引下げに伴う、子ども・若者の被害防止等への取組の充実を図るなど、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化への対応について、施策の展開に反映させる。

## カ 指針の進行管理

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱(内閣府)」では、大綱に基づく施策全体の点検・評価にあたり、子供・若者の生育状況等に関する各種指標として「子供・若者インデックスボード」を作成している。本指針でも、国の指標を基に、県の子ども・若者の状況を把握し、施策の実施状況とともに「神奈川県子ども・若者白書」として取りまとめ、公表する。

### (2) 改定素案

参考資料2「かながわ子ども・若者支援指針」改定素案のとおり

### (3) 今後のスケジュール

令和4年10月 改定指針素案に対するパブリック・コメントの実施  
～11月

令和5年1月 神奈川県青少年問題協議会において改定指針案を説明  
2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針案を  
報告

3月 指針の改定

(参考：改定の概要)

#### ア 改定の趣旨

子ども・若者の生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、子ども・若者への総合的な支援施策の推進を目的として指針を改定する。

#### イ 計画の位置付け

「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画として策定する。

#### ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。



## 8 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画」については、令和2年度に改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和4年度に変更した。今般、令和5年度を初年度とする計画の改定骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」、その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、第5期となる改定計画を策定する。

#### イ 計画の位置付け

社会福祉法第108条第1項に基づく法定計画である都道府県地域福祉支援計画であり、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するための計画とする。

#### ウ 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

### (2) 改定のポイント

#### ア 当事者目線に立った地域福祉の反映

- (ア) 「当事者目線の障がい福祉」の実現に向けた取組を位置付ける。
- (イ) 当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成や個人の尊厳の尊重を盛り込む。

#### イ 社会情勢等の変化への対応

- (ア) 新型コロナウイルス感染症による地域福祉への影響やコロナ禍での新たな取組を盛り込む。
- (イ) 制度の狭間の課題（ケアラー支援、8050問題等）への対応を位置付ける。

- (ウ) 福祉・介護人材の確保、スキルアップ、定着の充実・強化を図る。
- (エ) 災害時の福祉的支援に関する体制の強化を図る。

#### ウ 社会福祉法の改正を反映した見直し

市町村における包括的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業を含む）に対する支援を位置付ける。

#### (3) 改定骨子案

別紙のとおり

#### (4) 今後のスケジュール

- 令和4年11月 第3回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において改定計画素案の作成  
社会福祉審議会において改定計画素案の審議  
市町村の意見聴取
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告  
改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
- 令和5年2月 第4回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において改定計画案の作成  
第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
- 3月 社会福祉審議会に改定計画案を報告  
計画の改定

## 神奈川県地域福祉支援計画（骨子案）

## 1 計画の概要

## (1) 計画改定の趣旨等

- ア 計画改定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画の基本目標
- エ 計画の期間

## (2) 「地域福祉」に関する県の考え方

## (3) 圏域の設定

## 2 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

- (1) 人口・世帯構造の変化
- (2) 高齢者の状況
- (3) 子どもを取り巻く状況
- (4) 障がい者の状況
- (5) 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況
- (6) 生活困窮者等の状況
- (7) 地域における支え合いの状況
- (8) 外国人数の状況
- (9) バリアフリーの街づくり
- (10) 災害対策
- (11) 地域福祉に関わる制度の主な動向

## 3 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

- (1) 地域福祉をめぐる課題
- (2) 今後取り組むべき重点事項
- (3) 本計画の施策体系

## 4 施策の展開

## (1) ひとづくり

- ア 「ともに生きる社会」の実現に向けた意識の醸成
- イ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い

手の育成

ウ 福祉専門人材の確保・定着対策の推進

(2) 地域（まち）づくり

ア 地域における支え合いの推進

イ バリアフリーの街づくりの推進

ウ 災害時における福祉的支援の充実

(3) しくみづくり

ア 一人ひとりの状況に応じた適切な支援

イ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

ウ 生活困窮者等の自立支援

5 計画の推進体制

(1) 推進体制

(2) 計画の進行管理

(3) 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告

## 9 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査結果等について

中井やまゆり園については、令和元年7月に発生した骨折事案を再調査する中で、「事実であれば不適切な支援と思われる情報」を複数把握した。

把握した情報の調査を行うため、令和4年3月3日に「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会」（以下「外部調査委員会」という。）を設置した。同年4月26日に調査結果（第一次）を公表し、9月5日に調査結果報告書を公表したところである。また、外部調査委員会から虐待が疑われると判断された25事案について、関係自治体（11自治体）に關係資料を送付するなどし、虐待通報を行ってきたところである。

調査結果や今後の対応について、報告する。

### (1) 外部調査委員会の調査結果について

#### ア これまでの開催状況

- |       |     |                                  |
|-------|-----|----------------------------------|
| 〔第1回〕 | 開催日 | 令和4年3月11日(金)                     |
|       | 議 題 | ・ 調査の進め方の確認<br>・ 個別事案の意見交換       |
| 〔第2回〕 | 開催日 | 令和4年3月25日(金)                     |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換                      |
| 〔第3回〕 | 開催日 | 令和4年4月11日(月)                     |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換                      |
| 〔第4回〕 | 開催日 | 令和4年4月26日(火)                     |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換<br>・ 調査結果（第一次）のとりまとめ |
| 〔第5回〕 | 開催日 | 令和4年6月7日(火)                      |
|       | 議 題 | ・ 調査の進め方の確認<br>・ 個別事案の意見交換       |
| 〔第6回〕 | 開催日 | 令和4年7月8日(金)～20日(水) <書面開催>        |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換                      |
| 〔第7回〕 | 開催日 | 令和4年8月2日(火)                      |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換<br>・ 調査結果報告書（案）の議論   |
| 〔第8回〕 | 開催日 | 令和4年9月1日(木)                      |
|       | 議 題 | ・ 個別事案の意見交換<br>・ 調査結果報告書のとりまとめ   |

#### イ 調査方法

支援記録等の書面調査、関係職員及び利用者等へのヒアリング、外部調査委員及び本庁職員による実地調査、御家族へのアンケート

## ウ 調査時期

令和4年3月から同年9月まで

## エ ヒアリング人数

131名（延べ213名）

## オ 調査対象とした事案の状況（91件）

### (ア) 虐待が疑われる事案（25件）

県が把握した情報の一部又は全部が事実であったことから、障害者虐待防止法に規定される虐待が疑われ、県として関係自治体に虐待通報した。

### (イ) 不適切な支援等であり、速やかに支援方法等を見直すべき事案（12件）

県が把握した情報の一部又は全部が事実であるが、外部調査委員会では、虐待が疑われる事案とするか、不適切な支援等とするか、判断が難しかった。

### (ロ) 事実の特定が困難な事案（17件）

県が把握した情報が推測や伝聞による情報で、書面調査やヒアリング調査でも事実関係が明らかにならない等、事実が特定できなかった。

こうした事案の中には、園が把握した時点で徹底的に調査を行っていたら、事実究明ができていた可能性がある事案もあり、当時の園の対応が不十分だった。

### (ハ) 事実が判然としていない事案（24件）

7月以降に把握した事案などは、現時点で情報提供者へヒアリングができていない等、調査を継続する必要がある。

### (ニ) 事実ではなかった事案（8件）

県が把握した情報が情報提供者の事実誤認であったり、ヒアリング調査で異なる証言を複数確認し、情報の信憑性が低いと考えられたり、県が把握した情報は事実ではなかったと判断した。

### (ホ) 過去の虐待通報事案で通報・公表済等の事案（5件）

令和元年11月に職員が利用者に水をかけたとして虐待認定された事案等、過去に虐待通報や職員の処分、県としての公表等を行っていた事案であった。

## カ 調査結果に関する外部調査委員会の考察〈抜粋〉

- 人権意識の大きな欠如が生じている。
- 利用者が人間らしい生活を送れなくなっており、また、支援職員も利用者を人間として見られなくなっている状況である。以下、具体例を列挙する。例えば、
  - ・ 動かないからといって台車で運ぶという行為が、なんのためらいもなく行われている。
  - ・ 食事の提供について、監視という形で提供しており、人間らしい食事ではない。
  - ・ 利用者が使うトイレはあまりに汚いので、職員が使うことはなく、職員が使わないようなトイレを利用者に使わせて、トイレを使う場所を利用者と職員とで分けている。
  - ・ 天井に便が付いていても、それを放置している、施設全体をきれいにしていない。
- 不適切な対応を受けた利用者の多くは、民間の施設での支援・対応が困難という理由で、県立施設で受け入れてきた背景があるが、受け入れ段階で、地域との連携が途絶することとなり、その結果、閉鎖的な環境の中での不適切な支援が、常態化することとなった。
- 支援や対応が難しい利用者が入所する寮では、利用者の支援について職員同士で話し合う環境がなく、職員間での対立や風通しの悪さなど、支援職員同士の人間関係の問題があった。実態を把握していた幹部職員は、適切に対応ができておらず、利用者の実態把握を踏まえることさえもせずに、管理職の行うべき、マネジメント機能も失われていた。
- 総じて、利用者の支援についての支援計画書及び日常の記録、園内の会議など、すべての面で、種々の課題を繰り返して考えるという、アセスメントが不足している。
- なにより、重要なこととして、可能な限り、利用者本人が望む生活を組み立てていくという意識が欠如している。
- 県としても、入所させることに留まって、その後の各利用者の生活状況の変化を定期的に把握しようとするを行わずに、放置していた。その結果、利用者の心身の状況はより重度化したと思われる。
- 県本庁は、こうした状況を適切に指導・修正の基礎となるはずの施設監査等を行う際において、現場を十分に見ることはなかった状況も重大な問題である。

## キ 今後の対応

- 外部調査委員会による調査は終了するが、現時点で事実が判然とせず、調査を継続する事案については、県と園が調査を行い、年度内に県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム（以下「支援改革プロジェクトチーム」という。）に報告する。
- 外部調査委員会委員には、引き続き、支援改革プロジェクトチームに参画していただく。
- 支援改革プロジェクトチームでは、次の内容に取り組む。
  - ・ 中井やまゆり園の支援改革プログラムの作成
  - ・ 外部調査委員会において、事実が判然としていない事案の調査への助言

## (2) 県立中井やまゆり園の改善の取組について

外部調査委員会からの指摘に対して、次の取組を実施している。

- ア 本庁幹部職員が園に常駐し、園とともにマネジメントを改善（3月から実施）
- イ 民間の支援改善アドバイザーによる当事者目線の支援の実践指導（4月から実施）
- ウ 御家族にアンケート調査を実施（5月に実施）
- エ 男性寮5寮、女性寮2寮の7寮体制を、男性寮4寮、女性寮2寮の6寮体制に再編（6月から実施）
- オ 日中活動の充実（6月から実施）
  - ・ 園内で手帳解体作業を開始
  - ・ 施設外の事業所の体験利用など
- カ 生活環境の整備（9月から実施）
  - ・ 職員による寮内の清掃、整理整頓、簡易的な補修等
  - ・ トイレ、天井等の修繕工事
- キ 見守りカメラの増設等（10月に増設予定）  
現在の2寮12台から6寮76台へ増設

## <別添参考資料>

参考資料3 「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会調査結果報告書」



## 10 県立障害者支援施設の方向性の検討等について

県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」という。）の提言等を踏まえて、次のとおり役割、現状や課題を整理したので、検討状況等を報告する。

### (1) 将来展望検討委員会の提言等

#### ア 令和4年3月の提言

- (ア) 県立施設の役割  
県立施設は率先して地域生活移行に取り組む。
- (イ) 県立施設の規模等  
規模を縮小の上、民間移譲も視野に入れた検討を行う。
- (ウ) 県の役割の方向性  
福祉に関する先進的な研究や人材育成は、県の役割である。

#### イ 令和4年8月の将来展望検討委員会での主な意見

当事者目線の支援ができるようなハードになっていない、規模は定員40名程度が適当である、といった意見が出された。

### (2) 県立施設の役割

#### ア 現在の役割

- (ア) 民間施設では対応が難しい障がい者の受入れ
- (イ) 地域の拠点施設として民間施設や市町村等への支援
- (ウ) 民間施設等との連携・協力の推進
- (エ) 県の障害福祉施策への反映（県立直営施設）

#### イ 今後の役割の方向性

将来展望検討委員会の提言にあるような、地域生活移行、通過型施設、福祉に関する先進的な研究、人材育成を県立施設の役割とする方向で検討を進める。

一方、一部は民間移譲も視野に入れ、適正な県立施設の配置についても検討していきたい。

### (3) 県立施設の現状と課題

#### ア 中井やまゆり園（県立直営施設）

##### (ア) 現状

- ・ 強度行動障害対策の県の中核施設として、民間で特に対応が困難な障がい者を受入れ
- ・ 知的障がい者対象の唯一の県立直営施設

##### (イ) 課題

- ・ 職員の支援技術の不足やガバナンスの課題が指摘されている。
- ・ 従来型の大規模施設であるため、建物の構造面から当事者目線の支援が困難になっている。
- ・ 交通の便が悪く、住宅街から離れているため、地域との交流に課題がある。

#### イ 愛名やまゆり園（指定管理施設）

##### (ア) 現状

- ・ 民間施設では対応が困難な重度重複等の知的障がい者を受入れ

##### (イ) 課題

- ・ 施設の老朽化対策等の検討が必要になっている。
- ・ 従来型の大規模施設であるため、建物の構造面から当事者目線の支援が困難になっている。

#### ウ 津久井やまゆり園（指定管理施設）

##### (ア) 現状

- ・ 民間施設では対応が困難な重度重複等の知的障がい者を受入れ
- ・ 令和3年8月に小規模ユニットケア施設に再整備し、当事者目線の支援を実践
- ・ 令和5年4月から新たな指定期間を開始予定

##### (イ) 課題

- ・ 令和5年4月からの指定管理の状況を確認する必要がある。

#### エ 芹が谷やまゆり園（指定管理施設）

##### (ア) 現状

- ・ 民間施設では対応が困難な重度重複等の知的障がい者を受入れ
- ・ 令和3年12月に小規模ユニットケア施設に再整備し、当事者目線の支援を実践
- ・ 令和5年4月から新たな指定管理者による運営を開始予定

##### (イ) 課題

- ・ 令和5年4月からの指定管理の状況を確認する必要がある。

## オ 三浦しらとり園（指定管理施設）

### (ア) 現状

- ・ 民間施設では対応が困難な重度重複等の知的障がい児者を受入れ
- ・ 知的障がい児者の複合施設で、横須賀三浦地域の福祉拠点
- ・ 令和5年4月から新たな指定期間を開始予定

### (イ) 課題

- ・ 令和5年4月からの指定管理の状況を確認する必要がある。
- ・ 施設の老朽化対策等の検討が必要になっている。
- ・ 従来型の大規模施設であるため、建物の構造面から当事者目線の支援が困難になっている。

## カ 厚木精華園（指定管理施設）

### (ア) 現状

- ・ 高齢の知的障がい者支援のモデル施設

### (イ) 課題

- ・ 60歳以上の入所者が70%を超え、高齢化が進行しているため、地域生活移行が難しい。
- ・ 従来型の大規模施設であるため、建物の構造面から当事者目線の支援が困難になっている。

## キ さがみ緑風園（県立直営施設）

### (ア) 現状

- ・ 医療的ケアが必要な最重度の身体障がい者を受入れ
- ・ 病院や介護施設との役割分担を進める中、入所者の高齢化が解消の傾向

### (イ) 課題

- ・ さがみ緑風園でないと受け入れられないという方が減ってきており、入所者が減少している。
- ・ 指定管理者の選定を進めていたが、応募団体が取り下げたため、令和5年度は直営を継続し、それ以降の方向性を検討する必要がある。

## (4) 今後の検討

障がい当事者からご意見をいただくとともに、県議会や関係団体と議論を重ねながら、今後の方向性について検討を進める。

(5) その他

芹が谷やまゆり園の器物損壊事件について、犯人が逮捕された。

ア 経緯

令和3年11月5日 芹が谷やまゆり園の総合案内板に赤いペンキの  
のに入ったガラス瓶が投げつけられる事件が発生

11月11日 県が港南警察署に被害届を提出

令和4年9月14日 神奈川県警が器物損壊の疑いで男を逮捕

イ 今後の対応

引き続き警察と緊密に連携するとともに、指定管理者とともに施設の安全確保を図っていく。